

人権教育を取り巻く国の動向等について

令和8年7月29日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課



文部科学省

人権教育開発事業(令和8年度予算)

人権教育開発事業

令和8年度予算額

31百万円

(前年度予算額

31百万円)



文部科学省

背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。

②「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」の策定(令和7年6月)

→ 「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する」旨決定。

③個別的な人権課題に関する立法等

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年4月)、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年5月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月)、「こども大綱」(令和5年12月)、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(令和6年12月) 等

→ 個別の各人権課題に関する適切な教育の実施が必要。

【参考】骨太方針2025(抜粋)

- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現
- ・ インターネット上の人権侵害への対策強化
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、理解増進法に基づく施策を推進
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援
- ・ こども・若者の意見反映・社会参画を推進

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切に教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。

1. 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

学校における人権教育の在り方等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。これまでに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」(平成20年3月)、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」(令和3年3月作成、6年3月改訂)等を作成。

2. 人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円(26百万円)

- ①人権教育総合推進地域事業：学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会等との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切に教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②人権教育研究指定校事業：学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。
- ③人権教育アーカイブの整備：人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の充実に図る。

対象
校種

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

委託先

①都道府県・指定都市教育委員会、②都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人、③日本国内で法人格を有する団体

箇所数
単価
期間

①7地域、②35校、③1団体
①74万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体
①、②、③1年

委託
対象経費

①、②教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費(諸謝金、旅費、印刷製本費等)③HPの構築・運用等に必要な経費(人件費等)

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

人権教育アーカイブ



あらゆる学校、教員等が
人権教育に取り組みやすい
環境の整備に向けて

令和7年度より
実践事例の
動画を公開

人権教育の事例や資料等を収集・集約・発信するサイト

人権教育アーカイブ



人権教育の
モデルを
探せる



人権課題の
テーマ別で
検索できる



地域別で
研究会や講習会を
検索できる

- 令和7年度より、人権教育の授業づくりの参考となるよう、学校現場における人権教育の授業映像を公開しました。

https://jinken.mext.go.jp/video/

人権教育アーカイブ

文字サイズ 小 中 大 Google 検索

文部科学省

人権教育について 人権教育研究推進事業関連資料 アーカイブ資料 研究発表会等一覧 **授業映像**

授業映像

TOP > 授業映像

人権教育に関する実践事例を紹介しています。各学校において、児童生徒や学校、地域の実態に応じた指導方法を工夫する上での参考としてご活用ください。

多様性とウェルビーイングについて
文部科学省/mextchannel

多様性とウェルビーイングについて考えよう
YouTube

2025年12月収録<16分01秒>

人権課題	性的指向・性自認
対象学年・ 取り扱った教科等	小学6年生・学級活動
目標・ 人権教育のねらい	ロールモデルによる人権課題に対する意識の変容

実施した内容 これからの社会を生きていく上で重要な多様な価値観を尊重し、「ウェルビーイング」の理解を深め、自分ができることを具体的にイメージできるようにする。

工夫した点 話を通じて、児童が左利きの視点から自らの課題として内省し、多様性を尊重する主体的な意識変容を促すことを期待した。

▶ [【ワークシート】多様性とウェルビーイングについて考えよう（PDF）](#)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号 令和5年6月23日施行）

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る認識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるのと認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（事業主等の責務）

第六条

2 学校の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（知識の着実な普及等）

第十条

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する基本的な計画（令和8年6月16日閣議決定）

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（議員立法）が公布・施行
→理解増進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定・閣議決定することとされている

既存の各種取組や様々な調査研究に関する情報収集やヒアリング等により収集した知見に基づき、基本計画を作成

基本理念（第1章）

- 理解増進法及び基本計画により、SOGIの多様性に関する国民一人一人の理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す。
- 理解増進施策は、全ての国民が、SOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行う。（法3条）

現状・課題（第2章）

<SOGIの多様性を取り巻く現状と課題>

- SOGIは必ずしも外見上明らかなものではないため、多様なSOGIの存在が実感しづらく、理解増進の必要性が認識されていない。
- SOGIに関するいじめやハラスメントを経験している人、自らのSOGIを打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。
- 他方で、SOGIの多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他SOGIの多様性にまつわる様々な不安を感じている人もいる。
- このように、SOGIの多様性についての認識は広がりつつあるが、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる。

<理解増進に関する取組の現状と課題>

- 国、地方公共団体、事業主、学校の設置者及び学校、それぞれにおいて理解増進に関する取組を実施。
- SOGIの多様性に関しては様々な意見があり、国からの情報提供等が十分でないことも相まって、地方公共団体や事業主等の取組状況も様々。
- 保護者への普及啓発が十分でないことで、こどもがSOGIに関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。
- 様々な相談の背景にSOGIの多様性があり得るが、各種相談窓口等の職員の理解不足によって、そうした困り事等の可能性が認識されずに適切な対応に繋がらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談を躊躇する人がいるとの指摘もある。

（※）性的指向（Sexual Orientation）：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。

ジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

理解増進施策の基本的考え方（第3章）

- 必要な学術研究等を推進するとともに、研究機関で実施されている研究成果等を収集し、理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。
- 知識の普及啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて重層的に行うことが望ましい。国から各主体への取組事例の共有も有効。
- SOGIは成長過程において変動があり得るものとされており、若年層への普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。
- SOGIを専門とする相談機関だけでなく、様々な相談機関が適切に対応できるよう、各相談機関への必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。
- 自らのSOGIに従って社会生活を営む利益は重要であり、取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。異なる意見にも寛容に、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要。

講ずべき理解増進施策（第4章）

<学術研究等>

- SOGIの多様性に関する国民の意識等について定期的に把握。
- 関連する分野の知見に係る国内外の状況や研究動向を把握し、関係行政機関に共有。

<知識の着実な普及>

- SOGIの多様性に係るリーフレットや研修動画を作成、自治体等に提供することで、地域や家庭における広報・啓発活動を一層推進。
- 国民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動を推進。
- 社会教育施設における取組の充実に向けて、職員に対する情報提供等を実施。
- 医療機関や福祉関係施設に対し、自治体を通じるなどして知識を普及。
- 行政職員や教職員に対し、様々な研修の機会等を通じて知識を普及啓発。
- 誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例等の周知を通じ、事業主や労働者の理解を増進。
- 地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究等を実施。

<相談体制の整備>

- 国の各行政機関において、職員からの相談に対応できるよう体制を整備するとともに、相談員を対象とする研修を実施。
- 自治体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有。
- 教職員向けのパンフレットや各種研修会等を活用し、教職員の理解を促進。スクールカウンセラー等を活用し、児童生徒等に対する相談体制を充実、関係機関との連携を促進。
- よりよいホットラインで性的マイノリティに関する相談にも対応。
- 孤独・孤立相談ダイヤルにおいて、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受付。
- 違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関する相談を受付。
- その他、様々な相談機関においてSOGIを背景とした相談対応が適切に行われるよう、必要な知識の普及啓発を実施。

等

推進体制・見直し（第5章）

- 理解増進連絡会議を開催し、関係府省間の連絡調整を通じて、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- 毎年一回、理解増進施策の実施状況を公表。各府省は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。
- おおむね3年ごとに、基本計画を見直す。